

毛利氏家臣阿曾沼氏の遺跡

播磨定男

はじめに

光市塩田（旧熊毛郡大和町塩田字佐田）に所在の阿曾沼氏墓所が同市の文化財指定候補となり、現地調査と文化財審議委員会における調書の作成を依頼されることとなった。

実際に現地に踏み入ったのは平成十七年十一月二十一日であるが、人家の乏しい佐田集落の山中に二基の宝篋印塔が屹立しているのには驚いた。しかも基礎部分には被葬者の法名と紀年が刻銘されている。被葬者の俗名は知れずとも、紀年銘の慶長六年（一六〇一）は関ヶ原合戦の行われた翌年に相当する。この合戦に敗れた毛利氏が中国地方八カ国から防長二カ国に削封され、限られた家臣たちを連れて長門国萩（現・山口県萩市）に入部したことも広く識られた史実である。

藩主毛利氏に従った家臣たちはそれまでの給付石高を大幅に削られ、新たに防長両国の村々を宛行われた。旧大和町の山中に眠る故人も紀年銘や墓塔の規模からしてこうした毛利氏家臣の一人であったことが予想される。

しかし、地元町史などにこれへの言及がないのは如何なるものであろうか。筆者が考えるには、毛利氏家臣団の配置替えが寛永二年（一六二五）の検地をまわって大幅に行われていること、したがって地元町史は同三年以後の新給領主を中心に記述され、これ以前の史実は閑却されたのであろう。

ただし、該件の場合は右の家臣配置替えより二十五年もさかのぼる。つまり、これらの調査研究は単に毛利氏家臣の個人的事跡を明らかにするだけでなく、防長における毛利氏の初政を窺うことにもなる。

ただ本稿では、阿曾沼氏墓所の調書作成という当初の目的から、防長における同氏の足跡を追うことに主眼が置かれた。後者の課題については他日を期したいと思う。大方の御批正を賜れば幸甚である。

(一) 熊毛郡佐田村の給領主

(1) 元郷の墓塔

慶長五年（一六〇〇）阿曾沼元郷は毛利氏に付随して防長入りをし、周防国熊毛郡佐田・生野・麻石（合）・白石之内・新畑・勝間之内の六カ所で九二五石、これに長門国阿武郡地福・徳佐之内で四七五石の計一、四〇〇石を宛行われた¹⁾。

元郷の父元秀（豊後守・左兵衛尉）が安芸国で領していた石高四、八一三石余²⁾には遙かに及ばないが、毛利氏の防長削封時の検出高が二九万八千石余であることを考慮すれば強ち減額とばかりは言えない。所領が分散した中で熊毛郡佐田の三一四石がもつとも多い。したがって、同所へは藩府萩での家屋敷とは別に自家の香花所や墓所などの建設がなされたことを窺わせる。

ただ、元郷の場合は防長入りをした翌年八月に急死したこと、またその二十五年後には毛利氏家臣団の大掛りな給地替えなどもあつて、阿曾沼氏に関係した遺跡には判然としないものが多い。そうした中で前述の阿曾沼氏墓所だけは長年地元の人々に守られ、阿曾沼氏が佐田村を支配した唯一の物証とさえなっている。墓塔は二基あり、これらを紹介す

ることから阿曾沼氏の防長での足跡を辿ることにしたい。

阿曾沼氏墓所⁽³⁾には北側の山の斜面を背に東側と西側に一基ずつ計二基の墓塔が建っている。双方とも笠石を欠失した宝篋印塔で、この塔の本来の目的とは別に故人の追善供養のために造立された墓塔であることは判然としている。基壇上に基礎・塔身・伏鉢・請花・相輪の順に乗せ、現在の高さは西側（左側）の塔が一一七cm、東側（右側）の塔は一一五cmで毛利氏の上級家臣にふさわしい規模の墓塔と言えよう。

基礎と塔身、伏鉢・請花・相輪は各々一石で彫成され、後者の下方には丸い杓が突き出ており、現在はこれが塔身上部のくぼみにうまくはまっているが本来は塔身の上に笠石が置かれ、笠石の上には丸い杓穴が存したものと考えられる。墓塔が何かの原因で倒れた際に笠石が割れたのではあるまいか。ただし、塔周辺にこれらの残欠に該当するような石片は発見できない。

次に銘文は西塔の場合、基礎の四面を利用して各々次の文字を記している。

(基礎正面) 「風庵玄鳳居士」 (格狭間内)

〔慶長六天辛丑／八月初三日〕 (輪郭外)



阿曾沼氏墓所にある墓塔（2基）
向かって左側が元郷塔で右側が妙春塔である

(右側面) 「大圓鏡智」(格狭間内)

(左側面) 「成所作智」(同右)

(裏面) 「妙觀察智」(同右)

中心の基礎正面に被葬者の法名と紀年銘を、他の三面を利用して仏徳四智のうちの三智を表刻しているのが特色である。

ところで、萩藩では江戸時代に毛利氏の一門八家、永代家老家、寄組五十九家など、諸家に所蔵する系図・譜録・古文書などを提出させこれを編纂している。『萩藩譜録』、『萩藩閥閥録』などがそれであつて、阿曾沼氏も同家に伝来された諸史料は右の各書に収録されている。

これらの文献史料と前述の墓塔銘を対照すると、同家譜録に「阿曾沼五郎左衛門元郷／慶長六年八月三日死」とあることが注目される⁽⁴⁾。また、同書所収の(慶長六年)八月廿六日付毛利輝元文書⁽⁵⁾に「阿曾沼五郎左衛門尉事、不慮不及是非候云々」とあることも、右の史実を傍証している。つまり、元郷の死去を伝える遺物と文献の双方の史料が一致していることから、伝達された内容をわれわれは史実として認めねばならないのである。光市塩田の一般に「阿曾沼氏墓所」と言われている古跡に存立する西側の石塔は、阿曾沼元郷の墓塔と見て間違いないのである。

さらに、右のことに関連して同墓所の所在地の地名及びこの墓所をお守りする寺院の存在が問題となる。同墓所の所在地は光市と合併する旧名で言えは熊毛郡大和町塩田大字佐田小字法庵寺となる⁽⁶⁾。阿曾沼氏墓所の近くに法庵寺が旧在し地名の由来となったものと推測されるが、この寺は阿曾沼氏のその後の給地替えによつて廃寺となつている。つまり、元郷の家督を継いだ元理代に給領地が同郡内の平生町に移り、同所内の正心寺と法庵寺が合併して新たに常春寺という阿曾沼家の新菩提寺が誕生しているからである。

常春寺の由来について『防長寺社由来』をはじめ関連の諸文献は一致しているが、その母体となった法庵寺の所在地と寺名には異説が存する。地元が唱える「佐田」「法庵寺」説に対して『防長寺社由来』などは「阿曾沼太郎左衛門殿御菩提所鳳安寺と申禪宗大野村ニ有之候」⁽⁷⁾と、寺名を「鳳安寺」と記し、これが平生町大野に存したことを伝えている。

所領の移転によつて菩提寺も移されたと考えれば右の所在地の疑問は解消するが、寺名は法庵寺、鳳安寺と対立のままである。しかし、双方の寺院に共通しているのは阿曾沼家の菩提寺ということであり、寺名も当初の法庵寺を後に鳳安寺と誤記したとするよりは、「鳳庵寺」がそもその名称であつたと解すべきであろう。それは前述の如く阿曾沼氏墓所に眠る元郷の法名が「鳳庵玄鳳居士」であり、彼の法名が寺号の根拠をなしていると考えからである。

元郷の急死により阿曾沼家は彼の娘に婿養子を迎えている。毛利讃岐守元政の二男の元理（初元信）である。もともと毛利氏、阿曾沼氏共に安芸国に住む国人領主の立場にあつたが、弘治元年（一五五五）の厳島合戦を契機に毛利氏の勢力が強大化するのに伴い、阿曾沼氏は元郷の祖父広秀の頃より毛利氏の配下となつていく。毛利氏の防長制圧に協力する一方で毛利氏との姻戚関係を深め、広秀の娘が毛利元政の義母⁽⁸⁾として嫁ぎ、また毛利家からは穂田（毛利）元清の娘が広秀の孫元郷の妻として入っている。したがつて、元郷急死という阿曾沼家の変事に毛利氏側から相談に応じたのは毛利秀元と同元政の二人であり⁽⁹⁾、両者の判断で元政の二男元理が阿曾沼家を継ぐことに決つたものと考ええる。元理の相続は元郷死去の翌慶長七年（一六〇二）六月であり、これを伝えた毛利輝元文書⁽¹⁰⁾も残つている。

其方之儀、阿曾沼五郎左衛門尉息女嫁宿候而、彼跡目有相続、役目等可被相勤候、自然契約於相違者、知行之儀可付女子方候、仍一行如件

慶長七年六月十四日 輝元 御判

阿曾沼兵七殿^(元理)

元理は阿曾沼家を相続した日に毛利輝元の加冠状によつて実名を元信から元理に改め、続けて同十四年(一六〇九)には左兵衛尉の官途名を与えられている¹⁾。萩藩家臣団の中にあつては寄組に所属する上級家臣として家運の隆昌に努めた。

(2) 「妙春」塔の新事実

阿曾沼氏墓所には前述のように元郷墓塔のほかにもう一基の墓塔が建っている。これも宝篋印塔で構造・石質それに笠石を欠く点なども元郷塔とよく類似している。墓所内で墓塔らしきものは右の二基だけであるから、一見すると比翼塚のようにも思われるが、両塔が二八七cmの距離を置いて建立されているのが気懸りな点である。

銘文は基礎部分の正面に、次のように刻んでいる。

(正面)



一月妙春大禪定尼

皆慶長十八庚戌
正月二十四日孝男敬白

上部に阿弥陀如来の梵字種子キリクを刻し、その下に被葬者の法名と紀年銘、さらにこの塔の造立者と思われる「孝男」の文字を記している。中世の石塔に「孝子敬白」と記した例は珍しくないが、この孝子は孝行な息子・子女という讃称ではなく親の霊をまつる子の自称である。したがって、刻銘の孝男は「一月妙春」とある故人の息男か、或いはこれに近い親族の男性と推測すべきであろう。

また、妙春塔は元郷墓塔の十二年後に造立されている。元郷と同時代に生き、阿曾沼家と深いかかわりをもつ女性と一体誰であろうか。推理の手懸かりは元郷亡き後の阿曾沼家に隠されている。家督を継いだのは娘婿の元理であり、

彼こそこの墓塔を造立した「孝男」にふさわしい人物と目される。そうであれば被葬者の一月妙春なる女性は元理の義母（元郷の妻）か実母が想定され、先ずこれら二人の女性を吟味すべきであろう。

元理の義母、即ち元郷の妻は穂田（毛利）元清の三女である。「寄組阿曾沼家」系図⁽¹²⁾によると、彼女は元郷との間に一女を儲け、この子が毛利家より婿養子として元理を迎え入れると、嫁ぎ先の阿曾沼家を去り実家に帰っている。その後彼女は吉敷毛利氏祖秀包の男元鎮に再嫁し、慶安二年（一六四九）六月二十日に死去、法名を「地徳院生和順長」と言い、吉敷郡吉敷村に葬られている⁽¹³⁾。

また、元理の実母は毛利氏家臣木梨遠江守隆盛の娘で、右田毛利氏祖の元政に嫁して元俱、元信（元理）を生み、寛永十八年（一六四一）辛巳十一月二日に死去、法名は「歸命院上誓智向」と称している⁽¹⁴⁾。したがって、元理の義母と実母の没年・法名を吟味した結果は双方とも阿曾沼氏墓所内にある妙春塔の被葬者には該当しないことが判明した。さらに、同墓所内の二基が男女を供養した墓塔であることから、長い間比翼塚と見做されてきたことも誤解であることが知れたのである。

『萩藩閥閥録』には、元郷が急死した直後の阿曾沼家相続に言及した、次のような文書が収められている⁽¹⁵⁾。

阿曾沼五郎左衛門尉事、不慮不及是非候、跡目之儀内儀懐胎之由候条、於男子者勿論相続可申付候由申事候、自然女子、候ハ、其上にて秀元・元政可相談之由申事候、五郎左親以来別而無別儀仁候条、心付可申候、可得其意候、かしく

（慶長六）

八月廿六日 御判

佐石

毛利輝元が急死した元郷の跡目について佐世石見守元嘉に宛てた文書で、元郷の死は既述のように慶長六年八月三日

であるからその直後に記されたものと解される。文中に「内儀懐胎之由」とあることは他には見られない新事実で、元郷の妻はこの時懐妊しており、男子を出産するようであれば亡き元郷の跡目を相続させるが、女子の場合は毛利秀元や同元政に相談して決めるべきことを、輝元が当時藩行政のトップにあつた佐世元嘉に指示したのである。そして実際に出産したのは男子ではなく女子であつたために、前述の如く右田毛利家より元政二男の元理が阿曾沼家へ婿養子として入り、同家を相続することになつたのである。

これまでも触れた「寄組阿曾沼家」系図によると、元郷と妻（穂田元清娘）との間には元理の妻となつた娘一人しか記録されていない。ところが、右文書によると元郷の死後に誕生した娘がもう一人いたことが知れる。彼女は元郷の死後阿曾沼家を去つた母に連れられて母の実家である長府毛利家へ行き、さらに母が再婚したためにその嫁先の吉敷毛利家で育成した。系図上では母が再婚した毛利元鎮の子として記されているが、その但書には「女子、実阿曾沼五郎左衛門元郷女、初元清女嫁元郷所生也、元郷死後携来為元鎮養女」とあり、続けて「慶長十八年癸丑正月廿四日卒、法名一月妙春」と記している⁽¹⁶⁾。つまり彼女こそ阿曾沼氏墓所に建つ妙春塔の主であり、慶長六年生まれとすると数え年十三歳で死去したことになる。生母の方はこれより三十六年後の慶安二年（一六四九）まで長生きしていることから、早世したわが子を今は亡き実父の許へ帰したのではあるまいか。

当時阿曾沼家を守るのは元理夫婦であり、元理の妻はいうまでもなく妙春の実姉である。妙春の遺骸を亡父の側に埋葬し墓塔を造立したのは元理夫婦に違はなく、これらの史実を「孝男」という言葉に託して表現したのである。

(二) 阿曾沼氏の盛衰

(1) 元理の給領地

萩藩は寛永二年（一六二五）に三度目の検地を実施し、翌年には家臣団の大掛りな知行替えを行った。阿曾沼元理に与えられた給領地と給付高は、次の如くである⁽¹⁷⁾。

周防国

熊毛郡大野村 一、三四〇石八斗壹升

都濃郡小畑 六三八石五斗壹升九合

同 鼻瓦 一六一石五斗五升七合

長門国

大津郡日置村 三五九石壹斗四升

（計二五〇〇石二升六合）

元郷代の給付高は一、四〇〇石であるから数字だけを比較すると一、一〇〇石余りの加増となる。ただし、寛永二年検地では徴租率をそれまでの七ツ三分（七三％）から五ツ（五〇％）に下げている⁽¹⁸⁾。したがって、知行主の実収は額面ほどの増加とはならないが、それでも元理は他家から婿養子として阿曾沼家を継ぎ無難に務めを果たした結果と言えるよう。

また、寛永三年の知行替えによって阿曾沼氏の足跡はそれまでの熊毛郡佐田村から新給地の同郡大野村へと移ることとなった。阿曾沼家の菩提寺について『防長寺社由来』などは、これが最初から大野村に所在したような書き方をしていいるのも、元理代に菩提寺を佐田村から移転したからであろう。

元理はこの後同九年（一六三二）には藩主秀就から石見守の受領名を与えられ、藩の重臣として益々存在感を高めた

が、同十四年三月には家督を長子の就致に譲っている⁽¹⁹⁾。

父石見守知行貳千五百石地之事、其方相続之通聞届訖、全令領知、可抽奉公之忠者也、仍一行如件

寛永十四年三月三日 (秀統)
御判

阿曾沼帯刀とのへ
(就致)

前に拝領した石高をそのまま保持して隠居した元理はこの十六年後の承応二年(一六五三)十一月十四日に死去した⁽²⁰⁾。彼の墓塔が未だ発見されていないのは、元理の跡を継いだ就致の切腹とこれに続く阿曾沼家の断絶が原因をなしている。ただ彼の位牌だけは、後に再興された阿曾沼二郎三郎家の菩提寺常春寺にあり、これには正面に「正心院殿前阿曾沼石菟三誉常春居士靈位」、裏面には「承応二曆癸巳十一月十四日」と、前述の「阿曾沼家」譜録にあるのと同じ紀年が記されている。

(2) 就春の出世と切腹

寛永十四年(一六三七)三月に元理の跡を継いだ就致はこの僅か七年後に死去し、そのことを同家系図には「一旦雖受家督、早世」と注記している⁽²¹⁾。就致の死因が問題であるが、それは後述のように病死や戦死ではなく藩命による自害であった。このことは元郷の急死後毛利家から養子を迎え、順調な発展を遂げてきた阿曾沼家にとつては一大打撃であり、就致の死因が萩藩の動きとかかわりを有するだけに事態は深刻である。一例を挙げれば、就致という名前が記されるのは父元理から家督を譲られた前掲の寛永十四年三月三日付文書までで、これ以降は同家譜録からも彼の名前は消えている。就致に代わって登場するのが「阿曾沼就春」と称する人物である。両者が同一人物であるとする具体的史料は未見であるが、就致が家督を相続する数年前から藩主秀就に近侍して江戸藩邸勤めをし、この時すでに就春を称して

いた可能性は高い⁽²²⁾。この就春が寛永十九年に藩命によって切腹をすることになったため、就致と就春は恰も別人であるが如き表記となったのであろう。

ところで、就春（就致）は家督を継いだ翌寛永十五年八月廿四日因幡守、そして同十六年二月五日には藩の当役に出世した⁽²³⁾。父元理が石見守を称して藩の老臣寄組に列する一方で、長子就春は江戸藩邸で藩主に近侍するなど阿曾沼家は父子共に出仕し、まさに家運の隆昌期を迎えたのである。

就春が就任した当役は藩主参観や帰国に随行、また藩主の決裁事務の補助を任務とするが、その活動の場は主に江戸藩邸であるため、幕府要路や諸大名へのつけ届け、情報の収集など多岐に及んでいる。そして何よりも彼等を悩ますのは任務遂行に伴う金銭の出費であり、在府制による支出の膨張は当時の藩財政を逼迫させた。因みに寛永二十年（一六四三）の萩藩における財政状況を示すと、下のようになる⁽²⁴⁾。

萩藩では藩財政を国元と江戸に二分し、江戸での収支は特別会計扱いとなっている。これは前述の如

寛永20年における萩藩の財政収支

		項 目	米	銀 目	
I	収 入	物 成 米	34,086石	貫 匁	
		物 成 売 米 銀			472.198
		浦 浜 島 銀			81.200
		計	34,086	553.398	
	支 出	土 率 支 給 米	32,616		
		萩 諸 経 費	1,320		
		大 坂 諸 費 用	150		
		土 率 支 給 切 錢		181.300	
		山口・三田尻諸経費		207.400	
		大 坂 諸 経 費		50.000	
京 都 諸 経 費			268.000		
	負 債 利 息		620.000		
	計	34,086	1,326.700		
	不 足		773.302		
II	収 入	山 代 物 成		700.000	
	支 出	江 戸 諸 経 費		1,260.100	
	不 足			560.100	
不 足 計				1,333.402	

(三坂圭治著『萩藩の財政と撫育制度』34～36頁より作成)

く參觀費用や江戸での消費支出が年々膨らむからで、財源に山代地方産出の和紙専売制による収益を充てているが、それでも銀五六〇貫余の不足が生じていることを前頁の図表が示している。

「量」入制出」とする財政の原則からすると、萩藩の赤字財政を救出する方策は先ず儉約に求められる。江戸での経費節減をめぐって国元行政府の当職と江戸の当役が対立してくることは必定、阿曾沼就春の悲劇もこうした情勢下で発生した。

就春の失脚について『毛利四代実録』の正保元年（一六四四）正月廿六日の条には⁽²⁵⁾、次のように記している。

益田元堯・児玉元恒へ御書ヲ賜フテ曰、阿曾沼就春^{因幡守}へ当境へ色々大タクミヲ発シ、家ノ大事相極リケル、訴人出ケルニ付何篇大事ナレハ元堯ニ預ク

また、翌廿七日の条⁽²⁶⁾に

毛利就方^{宮内少輔}へ御書ヲ賜フテ曰、阿曾沼就春コトニ付、益田元堯・児玉元恒所へ岩脇又右衛門ヲ以テ趣申遣ハサシム、兩人ヨリ申聞スヘクニ付、其心得有ルヘシトナリ

とあるが、就春の失脚の原因については「当境へ色々大タクミヲ発シ、家ノ大事相極ニケル」と記すだけで、具体的な言及を避けている。したがって、悉には罪状を把握できないが、右の両引用に名前を連らねる益田元堯、児玉元恒の二人は当職・加判役という国元行政府の責任者である。彼等の意思が江戸藩邸に働き、当役の中でもやゝ専横の振舞いのあつた阿曾沼就春が詰め腹を切らされた、というのがこの事件の真相であろう。ただ、江戸藩邸の経費増大は就春一人の切腹で解決するような問題ではない。事実、寛永二十年には江戸の収支だけで銀五六〇貫余の不足であつたものがこの後も増え続け、藩全体の借金も寛永十九年の銀二〇〇〇貫から翌々年の正保元年（一六四四）には銀三六八二貫へと増加している⁽²⁷⁾。

就春は寛永十九年（一六四二）十月十二日に萩藩当役を罷免され、毛利就頼（大野毛利）の知行地である長門国大津郡津黄村（現・長門市津黄）に一年余滞居した後、正保元年七月三日に同所にて切腹し果てた。就春の死から一〇〇年ばかり後の寛保（一七四二）に記された『防長寺社由来』には、同所内の向津庵に「阿曾沼因幡殿墓所寺内ニ御座候事」とあり、墓石は「野つら石」であることを伝えている⁽²⁸⁾。また、同庵には位牌も保管され、それには「無蔵道智居士」の法名と「正保元庚申七月三日」の紀年銘が記されている。

(3) 断絶と再興

阿曾沼家は就春の失脚によって思わぬ苦境に立たされた。父元理は家督を就春に譲った後も藩の老臣として奉公していたが、就春の切腹後は藩恒例の行事にも顔を出さず、この後は出仕を遠慮したものと考えられる。ただ、元理にとつて最後になすべきことは就春後の阿曾沼家の後継を決めることで、彼は実娘に秋里右衛門元平の嫡男秀光（忠二郎）を婿養子として入れ、自家の存続をはかった⁽²⁹⁾。そして元理が死去したのは就春の切腹から九年後の承応二年（一六五三）十一月十四日である⁽³⁰⁾。

ところが、阿曾沼家は秀光代に没落し、そのために同家菩提寺の鳳安寺も廃寺となっている。没落の原因は未詳であるが、或いは就春の事件が余殃となつているかも知れない。阿曾沼家の没落と再興について『防長寺社由来』には⁽³¹⁾、次のように記している。

当寺の儀は往古より浄土宗正心寺と申候処、寛文年中住職教弁代、阿曾沼太郎左衛門殿御菩提所鳳安寺と申禪宗大野村ニ有之候、然処彼御家御没落の時節、寺領等被為附置候様難被為成ニ付、御先祖御位牌悉く正心寺え御安置有之、祀堂米御寄附ニて鳳安寺正心寺両寺を一寺となし、阿曾沼常春公御諱字を取り常春寺と寺号相改、夫已

来阿曾沼家の御牌所と相成申候、当時阿曾沼二郎三郎殿御家筋にて御座候事

右の引用によると、阿曾沼家の菩提寺鳳安寺は元理の没後阿曾沼太郎左衛門秀光へと受け継がれたが、寛文年間（一六六一〜七三）に同家が没落したために菩提寺の維持も困難になつて位牌などを同所内の正心寺に安置した。寛文年間には元理死去の八年後であるから阿曾沼家はその後間も無く没落したことが知れる。ただ、その時鳳安寺には阿曾沼家より寄進された祠堂米があり、これを正心寺に預けている。祠堂米の石高は「米三拾石」で、その判物の写しが右の引用に続けて収録されている⁽³²⁾。

阿曾沼太郎左衛門殿より祠堂米御寄附の御判物写左の通申聞事

一、米三拾石定

右者正心院様為祠堂米、常春寺只今持掛り之寺領之上江附置候条、当年寛文五年巳暮ら其沙汰可仕者也、以上

寛文五年

八月十四日

判

石井与惣兵衛へ

阿曾沼太郎左衛門家より寄進された祠堂米を元手に鳳安寺と正心寺が合併して新たに一寺を創建し、新寺の名前を常春寺と命名した。この寺号は前引文中に「阿曾沼常春公御諱字を取り云々」とあるように、元理の法名「正心院殿前阿曾沼石叅三誉常春居士」から採つたものである。

阿曾沼家は就春の切腹とこれに続く秀光の没落という二代に亘つて不幸に襲われたが、秀光の男秀之（千吉・二郎三郎・主税）代に至つて再び萩藩に出仕し、正徳元年（一七一二）九月廿三日には以前と同じく寄組に名を連らねている⁽³³⁾。したがって、常春寺を自家の新菩提寺としたのはこの秀之である。彼が新寺の寺号に祖父元理の法名を採つたのは、元

理代に寺の所在する大野村へ給領主として入部したことによるが、さらに言えば元理代に阿曾沼氏が萩藩の家臣としての存在感と輝きを有していたからに違いない。

むすびに

すでに本文でも述べた如く、常春寺は既存の正心寺と鳳安寺が合併して創建されたが、所属の宗派は浄土宗であり、正心寺の伝統を継承している。また、阿曾沼家の菩提寺という性格から同墓所内には開基を含め阿曾沼氏に関係した墓塔・墓石の類が存するものと期待したが、それらは見当らず僅かに阿曾沼元理と秀光などの位牌を実見するに止まった。ただ、常春寺の寺号が元理の法名から採っていることは新たな知見と言えよう。

元理の死去は同家譜録に承応二年（一六五三）十一月十四日とあつて、常春寺の創建よりも以前のものであるから、彼の墓塔は常春寺が現在地に創建される以前の古跡などに眠っている可能性が高い。筆者は後一月ばかりするとこの住み慣れた周南の地を去るので、残された課題は地元の研究者に委ねたいと思う。平生町大野北の長谷辺を是非踏査していただきたい。



常春寺の山門（平生町大野南）

尚、本稿で紹介した阿曾沼氏墓所の方は平成十七年十二月の光市文化財審議会で審議諒承され、翌十八年正月には同審議会の答申どおり光市の文化財として決定された旨、教育委員会より発表された。

註

- (1) 『阿曾沼氏譜録』（山口県文書館）。松岡宣夫著『阿曾沼一族』（自費出版、平成十三年）二二頁。
- (2) 岸浩編著『毛利八箇国御代分限帳』（マツノ書店、一九八七年）九九頁。
- (3) 墓所の史跡指定面積は東西七・五八m、南北二・八〇mの二一・二二四㎡である。
- (4) 『萩藩閥閥録』第一卷、八三七頁。
- (5) 同右書、第一卷、八三一頁。
- (6) 前掲『阿曾沼一族』七頁。『山口県の地名』（平凡社、一九八〇年）一六八頁。
- (7) 『防長寺社由来』（山口県文書館、昭和五十七年）第二卷、八八頁。
- (8) 『近世防長諸家系図綜覧』（防長新聞社、昭和四十一年）所収の「寄組阿曾沼家」系図には「元政妻」とあるが、同所収の「右田毛利家」系図には「元政義母」とあり、この方が正しい。
- (9) （慶長六年）八月廿六日付毛利輝元文書（『萩藩閥閥録』第一卷、八三一頁）
- (10) 前掲『萩藩閥閥録』第一卷、八三一頁。
- (11) 同右書、第一卷、八三三頁。
- (12) 前掲『近世防長諸家系図綜覧』二八五頁。
- (13) 同右書、一八頁。
- (14) 同右書、六八頁。
- (15) 前掲『萩藩閥閥録』第一卷、八三一頁。
- (16) 前掲『近世防長諸家系図綜覧』七八頁。
- (17) 「寛永三年給領御配郡別石高名付附立」（毛利家文庫）（『山口県史』史料編・近世3所収）
- (18) 拙稿「近世初期検地と物成高」（『徳山大学論叢』第十三号、昭和五十四年）
- (19) 前掲『萩藩閥閥録』第一卷、八三三頁。

- (20) 同右書、第一卷、八三七頁。
- (21) 「寄組阿曾沼家」系図（『近世防長諸家系図綜覧』二八五頁）
- (22) 「毛利四代実録」卷一（『山口県史』史料編、近世1上所収）
- (23) 同右書、第一、四三二頁、四四四頁。
- (24) 拙著『近世経済史料集』（ふじたプリント社、昭和五十三年）一一五頁。
- (25) 『山口県史』史料編、近世1、五三四頁。
- (26) 同右。
- (27) 前掲『近世経済史料集』一一四頁。
- (28) 前掲『防長寺社由来』第五卷、二六六頁。
- (29) 前掲『近世防長諸家系図綜覧』二八五頁。
- (30) 前掲『萩藩閥閥録』第一卷、八三七頁。
- (31) 同右書、第二卷、八八頁。
- (32) 前掲『防長寺社由来』第二卷、八八頁。
- (33) 前掲『近世防長諸家系図綜覧』二八六頁。

〈付記〉

調書の作成に当たり、光市塩田の阿曾沼氏墓所と平生町大野南の常春寺を調査した。光市教育委員会の江後謙二氏と高橋教子さんが同行、現地では常春寺住職の吉原千雅氏と式内石城神社宮司の石原豊和氏に御協力をいただいた。共に記して感謝の意を表したい。

（平成十八年三月二十一日稿）